

農地転用許可制度の概要

令和3(2021)年 12 月
芳賀農業振興事務所管理部

1 農地転用手続き(農地法第 4 条・第 5 条)

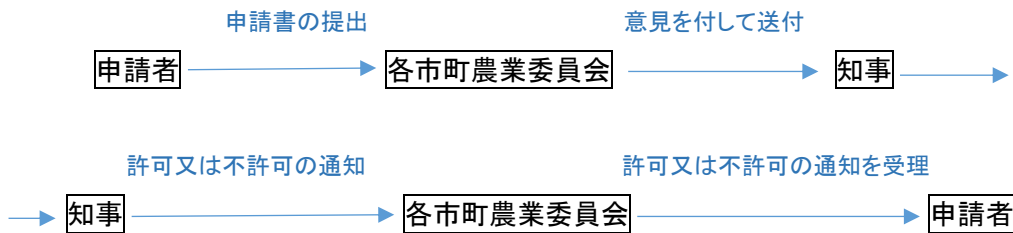
農地を農地以外のものにする場合(法第 4 条)、並びに農地又は採草放牧地をそれ以外のものにするため、所有権等の権利の設定又は移転を行う場合(法第5条)には、知事の許可が必要になります。

2 転用許可申請の流れ(芳賀管内)

- 真岡市(1ha 未満)の場合



- 芳賀管内の各町及び真岡市(1ha 以上)の場合



※ 1ha 以上は栃木県庁農政課扱いになります。

3 農地転用の許可基準

農地転用の許可基準は、立地基準及び一般基準があり、両方を満たす必要があります。

- 立地基準

農地をその営農条件及び周辺の市街化の状況からみて区分し(農地区分)、許可の可否を判断します。

区分	営農条件、市街地化の状況	許可の方針
農振農用地	市町が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可
甲種農地	市街化調整区域内の土地改良事業等の対象となった農地(8年以内)等特に良好な営農条件を備えている農地	原則不許可(ただし公共性が高い事業の用に供する場合等は例外として許可)
第1種農地	10ha 以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地等良好な営農条件を備えている農地	原則不許可(ただし公共性が高い事業の用に供する場合等は例外として許可)
第2種農地	鉄道の駅から 500m 以内にある等市街地化が見込まれる農地又は生産性の低い小集団の農地	周辺の他の土地に立地することができない場合等は許可

区分	営農条件、市街地化の状況	許可の方針
第3種農地	鉄道の駅から300m以内にある等の市街地の区域 又は市街地化の傾向が著しい区域にある農地	原則許可

➤ 一般基準

農地転用の確実性や周辺農地等への被害の防除措置の妥当性について審査します。

- ◆ 申請に係る農地を当該申請の用途に供することが確実であること。
- ◆ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないこと。
- ◆ 一時的な利用のための転用において、その利用後にその土地が耕作の目的に供されることが確実であること。

4 必要な添付書類

- ・農地転用許可申請書
- ・土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る)
- ・土地の所有者であることが確認できる書類
- ・位置図・周辺見取図
- ・公図写し(申請地及び隣接地の地目、地番、地積、所有者氏名を表示する)
- ・特定図(地積測量図)
- ・土地利用計画図
- ・平面図
- ・事業計画書
- ・土地選定理由書
- ・資金証明(3か月以内のもの)
- ・見積書
- ・代理人申請の場合、委任状・確認書
- ・法人の登記事項証明書・定款(法人申請の場合)
- ・事案により、追加資料を求めることがあります。

5 その他

申請する場合は、各市町の農業委員会までご相談ください。

芳賀管内農業委員会	所在	連絡先
真岡市農業委員会	真岡市荒町5191	0285-83-0199
益子町農業委員会	益子町益子2030	0285-72-8837
茂木町農業委員会	茂木町茂木155	0285-63-5636
市貝町農業委員会	市貝町市塙1280	0285-68-1120
芳賀町農業委員会	芳賀町祖母井1020	028-677-6047